

令和6年度部活動指導方針

一宮市立大和中学校

1 ねらい

(1) 「生きる力」の育成

スポーツや文化的活動に興味と関心を持つ同好の生徒の主体的・計画的な活動を展開することにより、心身の調和の取れた成長と体力・表現力の向上、豊かな人間性と学校生活の充実を図り、生徒の「生きる力」を育てる。

(2) 生涯スポーツ・文化的活動の基盤づくり

様々な運動や文化の楽しさと喜びを味わわせ、運動や文化に親しむ資質や能力を育成し、生涯にわたって体力の向上や健康の増進、文化的活動に親しむ生活の基盤を培う。

(3) 自主性・社会性の涵養

生徒が主体的に部活動に取り組むことにより、活動意欲の向上や責任感の醸成など自己を高める意欲と態度、自主的・自律的な心を養う。また、学級や学年を離れた集団的な活動を通して、互いを思いやり、好ましい人間関係を築こうとする連帯感や社会性を養う。

(4) 個性の伸長

部活動を通して培われた競技力や表現力を活かしながら自らの個性をより良く伸長させる。

2 運営の組織

(1) 部活動運営委員会

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、部活動主任で構成し、部活動指導全般に関わる検討を行う。

(2) 顧問者会議

部活動主任、各部活動主顧問で構成し、より良い部活動運営に向けての連絡・調整を図る。

3 活動の方針

(1) 開設する部活動

生徒のニーズと教職員数から適切に設置する。

(2) 生徒の参加

- 部活動は生徒の希望に基づく参加とする。(希望入部制)
- 3年間同一の部で活動を継続していくことが望ましい。
- 部活動は年度更新制とする。
- 本校に常設部がない種目について「個人参加」を希望する場合、
 - 「中体連主催の中学校総合体育大会」に限り、所属している地域クラブ等から参加することができない場合のみ、本校からの個人参加を認める。
 - 本人・保護者・部活動主任を中心に話し合いをもったうえで、校長判断をもって参加を認める。

(3) **活動内容について**

部活動のねらいを踏まえ、生徒の実態や健康に配慮し、無理のない内容で活動する。

(4) **学期中の活動について**

1 **活動時間の設定について**

- (1) 平日の活動時間は最長70分までとし、活動終了は最終下校時刻15分前までとする。
- (2) 週休日及び休日の活動時間は、3時間までとし、8:00～16:00(最終下校時刻16:15)の中で設定する。また、指導者・生徒とも3時間を超えた活動は実施しない。
- (3) 暑さ指数(WBGT)が31を越えた場合は運動をしない。
- (4) 週休日及び休日において、大会や練習試合等により、やむを得ず活動時間を延長する場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意した活動計画を立て、校長の承認を得る。

2 **休養日の設定について**

- (1) 1週間のうち、平日に2日(原則月・木曜日)および土日のどちらか1日は休養日を設定し、さらに、土日両日とも休養日とする週を月2回以上設定する。
- (2) 大会への参加により、やむを得ず土曜日・日曜日ともに休養日が設定できない場合は、事前に校長の承認を得るとともに、同一月内の土・日曜日に両日休みを設定するか、難しい場合には、前月または後月に土・日曜日に両日休みを振り替えることとする。

(5) **長期休業期間中(夏季・冬季・学年末)の活動について**

1 **活動時間の設定について**

- (1) 長期休業中の活動時間は平日のみとし、3時間までとする。また、指導者・生徒とも3時間を超えた活動は実施しない。
 - ・夏季休業中は、7:30～10:30(最終下校10:45)または15:15～17:15(最終下校17:30)の中で設定する。さらに、熱中症対策から運動部は運動時間を2時間程度とし、暑さ指数(WBGT)が31を越えた場合は運動をしない。
 - ・冬季および学年末休業中は、8:00～16:00(下校完了16:15)の中で設定する。
- (2) 大会により、やむを得ず活動時間を延長する場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意した活動計画を立て、校長の承認を得る。

2 **休養日の設定について**

- (1) 週休日(土曜日・日曜日)と祝日は休養日とする。
- (2) 大会への参加でやむを得ず週休日(土曜日・日曜日)に休養日が設定できない場合は、事前に校長の承認を得るとともに、前後の週の平日に振り替えることとする。

(6) **休止日の設定について**

- 1 定期テスト期間の初日からテスト最終日まで
- 2 家庭の日
- 3 学校が設定した定時退校日
- 4 年末年始の休日(12/29-1/3)、長期休業中の学校閉校日
- 5 学校行事、教員研修等のために休止が適切であると判断した日

4 指導上の留意点

- (1) 体罰は学校教育法で明確に禁止されている行為であり、その根絶に向けて学校組織として取り組みを進める。
- (2) 顧問は、アンガーマネジメントやコーチングなどの技術を学び、生徒の自主性や主体性を育む指導を進める。
- (3) 生徒の発育・発達を無視したハードで単調なトレーニングは、様々なスポーツ障害の要因になるため、スポーツ科学を取り入れた練習方法等に基づいて指導する。
- (4) 生徒の良好な人間関係の形成やコミュニケーション能力の育成につなげ、結果や技術の向上だけにこだわる指導にならないよう留意する。
- (5) 部活動とその他の学校生活が密接に関係しているという認識を持ち、相乗効果により、生徒がより充実した生活を送れるよう留意する。
- (6) 専門的技術指導に優れている外部指導者は、生徒・顧問双方にとって有用な存在であり、積極的な活用を進める。ただし、学校は、事前に校長から外部指導者に対して本指針等を説明するなどして、教育方針や部活動に対する取組について十分に理解を得たうえで、役割等を明確にして指導にあたらせることとする。